

【設問】

以下の【事例】に挙げられた事実が真実であることを前提にして、X、Y及びZの罪責について論じなさい (特別法違反の罪は除く)。

【事例】

1 S市内の工場甲で働いていたX (25歳・男性)、Y (24歳・男性)、Z (25歳・男性)は、甲の経営状況が悪化したため、解雇された。解雇されたXら3名は、その後、希望通りの仕事が見つからず、生活費に困窮するようになった。Xは、こんな状況に陥ったのは甲の経営者であるVに解雇されたからだ、Vを逆恨みし、V宅に立ち入って、現金を盗み出すことをYとZに提案した。YとZが、Xに対して「Vが家にいたらどうするんだ。」と尋ねたところ、Xは、「Vは離婚して一軒家で1人暮らしをしているし、毎週土曜日には、K町のスナックで午前1時頃まで飲んでから、午前1時30分頃までは、家に帰ってこないはずだ。それに、万が一のときに備えて、短刀を準備していくから、見つかったときは、それで脅して逃げればいい。」と答えた。Xの言葉を聞いたYとZは、不安もあったが、生活費に困っていたことから、Xの提案に同意し、YがV宅に向かうための自動車を提供し、ZがV宅に侵入するためのバールを用意することとした。

2 平成24年11月10日土曜日の午後10時45分頃、X、Y、Zは、Yの運転するY所有の普通乗用自動車 (以下、Y車とする) でV宅に向かった。同日午後11時頃、Xら3名は、V宅付近に到着し、Y車を降りて、V宅の庭の垣根越しに中の様子をうかがったが、V宅には多くの人が集まり、宴会をしている様子であったので、V宅へ侵入することを諦め、Y車に戻った。

3 Y車に戻ったXは、Y車内で、YとZに対し、「このまま帰ったら、ホームレスになるしかないぞ。Vの家の隣に商店があっただろ。そこに押し入って、持ってきた短刀を使って金を脅し取ろう。」と提案した。それを聞いたYはXの提案に同意したが、Zは「俺は、Vから金を奪うことには賛成だけど、V以外の人の金なんか欲しくない。やるならお前らだけでやれよ。俺はもう帰る。」と言った。それを聞いた、XとYは、Zに対して、「勝手にしろ。」などと言ったため、ZはY車を降りて、その場を立ち去ったが、その際、V宅に侵入するために持ってきていたバールをY車内に置き忘れた。

4 同日午後11時40分頃、XとYは、V宅の隣に位置するA商店に向かい、2人で共同して、同商店の裏口のドアの鍵をZが置き忘れていったバールで壊し、店舗兼住宅であった建物の内部に立ち入った。XとYは、2階の寝室で就寝中であったA商店の経営者W (65歳・男性)を発見すると、Wを起こし、Xが持参していた短刀をWの胸部付近に突きつけ、「金を出せ。」と強い口調で申し向けた。眠っていたところをいきなり襲われ、激しい恐怖に襲われたWは、「金を出さなければ、殺される。」と考え、寝室に置かれていたタンスの抽斗から現金50万円が入った封筒を取り出し、それをYの方に差し出すと、「それはやるから、命は助けてくれ。」と言った。Yは、Wが差し出した封筒を受け取り、その

中に1万円札が50枚ほど入っているのを確認するとXに対し、「OKだ。行こう。」と言
い、Xと共に、A商店から立ち去った。

5 XとYが立ち去った後、Wは1階の居間に設置された電話で警察に通報しようと考え、
2階から1階に降りようとしたが、恐怖で足が震えていたため、階段を踏み外し、転げ落
ちたため、全治3か月の肋骨骨折等の傷害を負った。